

質問事項に関する回答書

(件名)関越自動車道 山本山トンネル覆工補強工事

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	1月5日	質問に対する回答書12	9	番号4	令和3年12月24日付回答書において、車線規制(昼夜連続)中の夜間作業は作業を行うことはできないとの回答を頂きました。この場合、夜間の交通誘導員は規制保守業務のみと想定されます。夜勤1日あたりの配置人員(交代要員の有無も含む)についてご教示ください。	契約参考図書に関する事項ですので、契約参考図書の表紙に記載のとおり、受注後に協議を開始する項目であるため、内容に関する質問はお答えできかねます。
2	1月5日	特記仕様書	11	13-6	車線規制(昼夜連続)期間中の土日祝日および、作業抑制期間を迎えた場合には規制の撤去は必要でしょうか。また、撤去期間中は連続規制の日数に計上されないと考えてよろしいでしょうか。	車線規制(昼夜連続)については、土日祝日をまたいで作業を行う場合には作業が終了するまで継続して設置するものとお考えください。また、作業抑制期間を迎える場合には規制の撤去が必要です。規制の設置および撤去の時期については、事前に監督員と協議してください。 なお、車線規制(昼夜連続)の日数については、規制を設置している期間(土日祝を含む)を計上するものとしてお考えください。
3	1月5日	特記仕様書	5、8	7-4、11	表中の摘要欄について工種が記載されていますが、記載工種以外の工種(漏水対策工、雑工)についてはこの期間に縛られないと解釈してもよろしいでしょうか	表中の摘要欄に記載されている工種以外(漏水対策工、雑工)について、事前調査を除き一連の作業であるものとし、『特記仕様書7-4 施工時期』記載の期間で施工するものとお考え下さい。